愛媛県行政書士会松山支部総会運営規程　新旧対照表

改　　正　（案）	現　　　　行
（招集の通知） 第３条　総会を招集するには、前条第３項の場合を除き、支部長は、総会の開催日の５日前までに、支部個人会員に対して書面または電磁的方法によりその通知を発しなければならない。 ２　前項の通知には、前条第１項各号に掲げる事項を記載するとともに、総会参考書類、支部規則第17条第2項に基づく議決権行使書（以下「議決権行使書」という。）及び出欠届出書その他必要な事項を示さなければならない。 ３　第１項の通知は、通知を発する日の前月末日において現に支部個人会員である者に対し行う。	（招集の通知） 第３条　総会を招集するには、前条第３項の場合を除き、支部長は、総会の開催日の５日前までに、支部個人会員に対して書面でその通知を発しなければならない。 ２　前項の通知には、前条第１項各号に掲げる事項を記載するとともに、総会参考書類、支部規則第17条第２項に基づく議決権行使書（以下「議決権行使書」という。）及び出欠届出書その他必要な書類を同封しなければならない。 ３　第１項の通知は、通知を発する日の前月末日において現に支部個人会員である者に対し、当該支部個人会員の事務所宛てに送付するものとする。
（役員の出席） 第７条　役員は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。	（役員の出席） 第７条　支部長、副支部長、理事及び監事（以下「役員」という。）は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。
（議決権行使書の無効） 第９条の２　次の各号に掲げる議決権行使書は、無効とする。 (1)　支部作成の議決権行使書を用いていないもの (2)　（略） (3)　（略） (4)　（略） (5)　（略） (6)　訂正箇所に訂正印がないもの (7)　（略）	（議決権行使書の無効） 第９条の２　次の各号に掲げる議決権行使書は、無効とする。 (1)　支部発送の議決権行使書用紙を用いてないもの (2)　（略） (3)　（略） (4)　（略） (5)　（略） (6)　訂正か所に訂正印がないもの (7)　（略）
附　則 この規程は、令和８年３月25日（理事会承認の日）から施行する。	